

「所得分配に関する研究会」の報告書について

I 課題と経過

「所得分配に関する研究会」は、経済企画庁長官の私的な諮問機関として昭和49年6月に発足し、昭和50年7月に報告書を提出した。発足にあたって与えられた課題は、インフレーションの加速化・大幅な春闇の賃上げ等により経済状況が異常となった状態のもとで分配の実態を明らかにし、そのうえで分配政策に検討を加えることであった。その検討課題のなかには所得政策も含まれていた。

研究会においては、昭和49年の賃金改定の性格について経済企画庁および労働省の検討結果について報告を受けたし、日本のインフレーションの要因分析、イギリス・アメリカの所得政策の効果の計量分析も企てた。その他、関連ある事項についても検討を加えた。しかし報告書を取りまとめる段階で、所得・資産の分配の実態を明らかにすることに中心を置いて、整理を加えることになった。研究会の検討資料のうち、報告書に収録しなかったものがかなりある。なお報告書は『所得・資産分配の実態と問題点』として刊行された。

研究会の報告書は実態分析の若干のデータを提出する形になったが、「社会的公正」の確保がその作業の背後に問題意識として存在していたことは否定できない。しかしながら、報告書の冒頭に述べているように、「社会的公正」そのものをここでは取扱ってはいない。

所得・資産の分配の均等化に問題をしばっている。この問題を取扱うのにローレンツ曲線とジニ係数といった用具を主として用いている。

社会的公正の問題は所得・資産の分配よりもっと広い問題である。公正は所得・資産の分配の側面のほか、身分 (Status) や、権力 (Power) の配分の側面をも含んでいる。身分や権力の問題については、この研究会はそのものとしては触れていない。これは価値の問題にかかわるところが大きいからである。さらに所得・資産の分配についても価値前提にかかわるところもあり、できるだけ問題を限定しようとした。分配の均等化の問題は、価値前提を明示しなくては接近しないケースもあることは、われわれもわきまえている。所得階層のどこにどれほどのウェイトをおくか明示することなくしては、均

等化したか不均等化したか判断できないケースもある。ローレンツ曲線が交叉しているようなケースについては、低所得層か、中所得層か、高所得層か、いずれにどれほどウェイトをおくか明示しなくては、分配の均等化の問題について明確な判定を下しえない。しかしこのウェイトづけの問題は価値判断の問題であり、研究会としてこの問題に立ち入ることは避けるほかないと考え、そのようなケースについては判断を下さないことにした。したがって報告書のなかで、分配が均等化しているか否か判断する場合には、できるだけローレンツ曲線が交叉しているか否か吟味することにした。

このような次第で、研究会の報告書は「社会的公正」の問題については正面から取組んでいない、という批判もありうることと思う。一つの材料を提供したものにすぎないというべきであろう。

II 所得分配の傾向・三つの時期

(1) 三つの時期

報告書は所得分配の傾向を分析し三つの時期を区別した。(イ)昭和30年代後半から44年頃までは所得の分配は均等化の傾向を示しており、(ロ)その後昭和48年頃までは均等化の傾向が停滞し、(ハ)昭和49年スタグフレーションの状況のもとでは不均等化の傾向が現われてきたと判定している。この判定は表1の資料に基づいている。

総理府統計局「貯蓄動向調査」の年間収入16階層区分の非農家全世帯の所得分配のジニ係数をとってみると、昭和37年の0.3162は44年の0.2686まで低下してきながら、45年から48年までは0.28~0.29台で小変動を続けていて、明白な傾向を示さない。表1の勤労者世帯(1)を取り出してみると、そのジニ係数は37年の0.2696から44年の0.2285まで低下して後は、0.23~0.24台で推移している。水準はわずかに高まっているが、その変動は小高下を示していて、明確な傾向は指摘しがたい。これらの資料によれば、44年を境にして、分配の均等化の傾向が停滞したことは明らかである。この傾向が49年に逆転して、不均等化に転じたとの判定は総理府統計局の「家計調査」によってなされた。「貯蓄動向調査」の49年の調査結果はまだ利用できなかった。

「家計調査」の全国勤労者世帯(2)の年間収入16階層区

表1 所得分配のジニ係数

	非農家全世帯	勤労者世帯(1)	勤労者世帯(2)
昭和35年	0.3490	0.2923	0.3069
36	0.3569	0.2988	0.3151
37	0.3162	0.2696	0.3009
38	0.3169	0.2668	0.2258
39	0.2991	0.2542	0.2158
40	0.2993	0.2617	0.2081
41	0.2949	0.2494	0.2135
42	0.2922	0.2524	0.2176
43	0.2739	0.2345	0.2032
44	0.2686	0.2285	0.1889
45	0.2839	0.2359	0.1878
46	0.2910	0.2451	0.1874
47	0.2849	0.2436	0.1887
48	0.2916	0.2434	0.1889
49			0.1993

(1) 非農家全世帯、勤労者世帯(1)は総理府統計局「貯蓄動向調査」の年間収入16階層区分(ただし35, 36年は14階層区分)による。

(2) 勤労者世帯(2)は総理府統計局「家計調査」の年間収入16階層区分(全国)による実収入についてのものである。ただし35~37年は現金収入16階層区分(全都市)のものである。

のデータによって実収入の分布のジニ係数をみると、44年から48年までは0.18台で小変動を続けて後、49年には0.1993へと増大している。わずか1年の計数で分配の傾向が逆転したと判断することは性急にすぎるとの意見もありうるであろうが、49年の家計収入の動きには分配の不均等化を指摘しないではすまされないものがあった。5分位階層別に実収入の対前年の伸びをみると、平均は24.1%であるが、第1分位層は18.3%であるのに対して第5分位層は25.8%で、飛びぬけて高くその差は顕著であり、明らかに分配の不均等化の事実があつたとみるほかはない。これはスタグフレーションの現われである。スタグフレーションは単に49年1年のこと終らず暫くは続くものと思われる。これは分配の均等化傾向の停滞を示すに留まるものではなく、不均等化への転換を表示するものと考えて、不均等化の段階を加えたのである。

ここで検討した昭和30年代後半以降の時期は、遅速の差はあるにしても、インフレーションが継続していたことは事実である。インフレーションが分配の動向に及ぼした影響はどのようなものであったか、この点、検討してみなくてはなるまい。

(2) ジニ係数の要因分析

「貯蓄動向調査」の年間収入16階層区分の非農家全世帯の、ジニ係数の変動について要因分析を加えてみた。分析の対象期間は昭和35年から48年である。ただし昭和35, 36両年のジニ係数は年間収入14階層区分のもの

表2 貯蓄現在高のジニ係数

	非農家全世帯 (1)	勤労者世帯 (1)	非農家全世帯 (2)	勤労者世帯 (2)
昭和35年	0.4690	0.4351	0.4693	0.4355
36	0.4628	0.4633	0.4628	0.4640
37	0.4652	0.4354	0.4658	0.4356
38	0.4597	0.4306	0.4597	0.4311
39	0.3881	0.3665	0.3896	0.3673
40	0.3562	0.3531	0.3566	0.3550
41	0.3864	0.3333	0.3876	0.3353
42	0.3379	0.3253	0.3385	0.3278
43	0.3489	0.3211	0.3524	0.3073
44	0.3052	0.3014	0.2893	0.3024
45	0.3248	0.2981	0.3569	0.2990
46	0.3275	0.2836	0.3291	0.2529
47	0.3237	0.3233	0.3251	0.3235
48	0.3265	0.2920	0.3283	0.2936

(1) 全世帯(1)勤労者世帯(1)は総理府統計局「貯蓄動向調査」の年間収入16階層区分によるもの、全世帯(2)勤労者世帯(2)これを貯蓄現在高16階層区分に組み替えたものにそれぞれよっている。

である。

ジニ係数(G)の変動に関わりをもつ変数は多数ありうると思うが、このうちから消費者物価指数上昇率(\dot{P})非農家全世帯実質年間収入指数(Y)、失業率(U)および非農家世帯人員増加率(\dot{H})をとった。相関分析の結果得られた回帰式は次のようである。

$$G = 0.231826 + 0.002180 \dot{P} - 0.037131 Y + 0.079781 U + 0.002676 \dot{H}$$

(11.33) (2.33) (7.09) (6.20)
(1.93)

$$R = 0.9480, S = 0.006143, DW = 2.2622$$

この回帰式によると、(イ)ジニ係数を増大させる要因は、失業率の増大および消費者物価上昇率の加速である。世帯人員増加率の増大はあまり有意な説明要因ではない。(ロ)ジニ係数を縮小させる要因は世帯実質年間収入指数の上昇である。44年頃までのジニ係数の縮小、したがって分配の均等化傾向は失業率の減少と実質収入の増大によってほとんど説明される。消費者物価指数上昇率の加速は関連するところが少ない。この回帰式は、経済成長がインフレを伴っていても、そのインフレが加速することがなければ、所得分配の均等化が生じうることを示唆している。これを裏返えしていえば、経済成長がマイナスとなり、インフレが加速すれば、つまりスタグフレーションが起これば、分配は不均等化していくことが含意されている。これが49年以来の分配の不均等化を説明すると思われる。

この相関関係を吟味してみるために、分析対象期間を二つの時期に区分してみた。項数が多くなく、説明変数

が四つで、自由度が少ないので、対象期間を分けることは相関分析の有意性からいって好ましくはないが、なんらかの情報をつかむために対象期間の区分をとにかく試みてみた。昭和35年から44年までを前期とし、これと多少ダブルが昭和40年から48年までを後期とした。前期と後期の回帰式は次のようにある。

$$\begin{aligned} \text{(前期)} \quad G &= 0.219038 + 0.002470 \dot{P} - 0.032525 Y \\ &\quad (3.35) \quad (0.99) \quad (1.69) \\ &\quad + 0.083983 U + 0.002704 \dot{H} \\ &\quad (3.10) \quad (1.42) \end{aligned}$$

$$R = 0.9215, S = 0.007466, DW = 2.0930$$

$$\begin{aligned} \text{(後期)} \quad G &= 0.211418 + 0.002928 \dot{P} - 0.047923 Y \\ &\quad (10.94) \quad (4.19) \quad (8.67) \\ &\quad + 0.109804 U + 0.005133 \dot{H} \\ &\quad (6.31) \quad (3.16) \end{aligned}$$

$$R = 0.9524, S = 0.003588, DW = 3.2728$$

前期と後期とを比較すると、(イ)前期の回帰式では要因の説明力の有意性が低く、失業率以外の要因はほとんど有意な説明力をもたないこと、および(ロ)後期の回帰式では要因の説明力は回復することを知ることができる。

これによると、前期の分配の均等化を説明するものはやっぱり失業率の動向であり、他の要因は直接の関連がよわいことになる。すなわち経済成長の過程で労働力の需給関係が変化し、労働力の不足傾向が次第に現われ、失業率は低下し、これが賃金格差の縮小をもたらし、賃金所得の伸びを非賃金所得のそれより急調にした。この間インフレは続いていたが、それはむしろ「生産性格差インフレ」説の説明するように、賃金格差の拡大を防止する作用した。インフレにもかかわらず所得分配の均等化が行われたのは、このためである。しかし統計的な要因分析の説明するところはこの程度で、より詳細にはわたっていない。

なお以上の要因分析において、インフレとの関連を検討するために、説明変数として消費者物価指数を取りずその上昇率をとったことについて、補足説明をしておく。

研究会は消費者物価指数よりその上昇率をとる、すなわちインフレよりもその加速が所得分配に影響するところ大であると、当初から考えていたわけではない。消費者物価指数を説明変数の一つとしても計算をしてみた。そして

$$\begin{aligned} G &= -0.282427 + 0.026670 P - 0.011083 Y \\ &\quad (-2.39) \quad (1.08) \quad (0.50) \\ &\quad + 0.037408 U + 0.538680 H \\ &\quad (3.12) \quad (4.59) \end{aligned}$$

$$R = 0.9720, S = 0.004538, DW = 2.3255$$

のような結果を得た。これにより消費者物価指数はかな

らずしも有意な説明力をもっていないことを知って、消費者物価指数でなくその上昇率を説明変数としたのである。

(3) 所得税制の再分配効果

所得分配は所得税制によって再分配効果を受ける。課税最低限の設定と税率区分の累進構造とがこの再分配効果の大小を規定する。ところがインフレの進行している状態のもとでは、課税最低限を据え置いたり税率区分を変更しないでおくと、計数上は再分配効果は高くなるようみえる。しかしこれをもって所得分配が均等化され、社会的公正に合致すると判断することには問題がある。税負担が増大し、可処分所得は名目的に増大しても実質的には低下するおそれがあり、公私間の配分には公正とはいえないものがあるからである。

労働者世帯を4人世帯に標準化していろいろなケースについて再分配効果を計算してみた。前年の税制をそのまま踏襲したケースA、課税最低限のみ物価スライドしたケースB、課税最低限だけでなく税率区分も物価スライドしたケースC、現に行われた税制改訂のケースDとに区別して、計算してみた結果は表3のようである。ケースAが再分配効果がいちばん大きいことはもちろん(平均7.49%)、ケースBはこれにつぎ(平均6.96%)、ケースCはこれより低く(平均6.68%)、実際の税制改訂のケースDはいちばん低い(平均6.49%)。このケースDとケースCとの差は少なく、現実の税制改訂は物価スライドを導入したが、多少のタイム・ラグがあった場合に相当することを示唆している。

なおわが国の再分配効果は4.46%(1970年)で、アメリカ(1966年, 5.71%), 西ドイツ(1968年, 4.36%)

表3 インフレと再分配効果

	Case A	Case B	Case C	Case D
昭和39年	7.96%	6.63%	6.53%	5.85%
40	7.03	6.98	6.93	6.77
41	7.79	7.32	7.27	7.07
42	7.85	7.74	7.08	6.32
43	7.88	7.34	7.25	7.00
44	7.55	7.33	6.73	6.95
45	8.45	7.54	6.94	6.10
46	6.91	6.53	6.09	6.09
47	6.52	6.05	5.81	6.16
48	6.97	6.20	6.08	6.67

(1) Case A: 税制を変えず前年のまま維持した場合

Case B: 課税最低限だけ物価スライドした場合

Case C: 課税最低限も税率区分も物価スライドした場合

Case D: 現実に行われた税制改訂の場合

(2) 総理府統計局「家計調査」4人世帯の資料により「所得分配に関する研究会」作成

表4 勤労所得税の再分配効果

	課税前 所得ジニ係数	課税後 所得ジニ係数	再分配率(%)
昭和38年	0.2270	0.2167	4.54
39	0.2168	0.2063	4.84
40	0.2088	0.1983	5.03
41	0.2147	0.2039	5.03
42	0.2183	0.2071	5.13
43	0.2037	0.1945	4.52
44	0.1891	0.1804	4.60
45	0.1880	0.1803	4.10
46	0.1883	0.1808	3.98
47	0.1894	0.1813	4.28
48	0.1899	0.1818	4.27

- (1) 総理府統計局「家計調査」の年間収入16階級勤労者世帯の1世帯当たりの年平均1カ月間の収入と支出より作成
 (2) 課税前所得は、勤労者世帯の実収入から社会保障給付を除去したものである。
 (3) 再分配率とは、課税前所得のジニ係数と課税後所得のジニ係数との差の前者に対する比率である。

に近く、スウェーデン（1970年、27.32%）、イギリス（1967年、10.24%）より低い。これは租税負担率が低い（日本13.1%）こととも関連していると思われる（イギリス31.1%，スウェーデン38.1%，西ドイツ25.7%，アメリカ17.5%と比較されたい）。

勤労所得税と申告所得税の再分配効果を比較してみる。勤労所得税は5.13%（42年）と3.98%（46年）とのあいだで小変動を繰り返している（表4）。申告所得税は6.55%（43年）と3.17%（46年）とのあいだで変動している（表5）。両者を比較すると、(イ)再分配効果はもちろん申告所得税のはうが大きく、(ロ)申告所得税については43年と44年のあいだに断層があり、44年以降再分配効果が縮減していることが注目される。これは44年から土地譲渡所得（長期）について分離課税制度が導

表5 申告所得税の再分配効果

	課税前 所得ジニ係数	課税後 所得ジニ係数	再分配率(%)
昭和38年	0.4526	0.4268	5.70
39	0.4522	0.4275	5.46
40	0.4441	0.4190	5.65
41	0.4472	0.4217	5.70
42	0.4441	0.4168	6.15
43	0.4427	0.4137	6.55
44	0.5004	0.4777	4.54
45	0.5240	0.5030	4.01
46	0.5646	0.5467	3.17
47	0.5488	0.5241	4.50
48	0.5924	0.5681	4.10

- (1) 国税庁「申告所得税の実態」より作成

- (2) 課税前所得は合計所得である。

入されたためである。

III 金融資産の分布

総理府統計局「貯蓄動向調査」によって貯蓄現在高の分布の状況をみると、所得分配の状況と同じく、分布の均等化の傾向は40年代後半にはいって停滞ないし逆転していることを知る。非農家全世帯についてジニ係数をみると、昭和35年の0.4690から44年の0.3052へと低下し、45年から48年にかけては0.32台で小高下している。勤労者世帯を取りだしてみると、昭和35年の0.4351から46年の0.2836まで低下し、47年は0.3233、48年は0.2920と高下している。所得分配と比較すると、不均等度は大きい。時期は多少ずれていますが均等化とその停滞ないし逆転の傾向がみられることに変わりはない。ただ分布の不均等度をみると、年間収入階層別にみるのがよいか、金融資産保有階層別にみるのがよいか、問題がないわけではない。以上のジニ係数は年間収入16階層別（ただし35、36両年は14階層別）のものであるが、これを金融資産階層別に組み替えてみると、非農家全世帯で35年の0.4693は44年に0.2893に低下し、45年は0.3569に増大し、46年以降は0.32台で推移する。勤労者世帯では35年の0.4355は46年に0.2529に低下し、47年は0.3235、48年は0.2936となる。これによって明らかなることは、年間収入階層別と金融資産保有階層別とでは別に顕著な差異はないことである（表2）。

金融資産の内容別にみると、定期性預金は貯蓄現在高全体と分布の状況はほぼ等しいが、有価証券の分布はその不均等度が大きいことが注目される。非農家全世帯のジニ係数は35年において定期性預金は0.4144であるのに有価証券は0.5688であり、44年には前者0.2972に対して後者0.4472であり、48年は0.2912に対して0.4396である。勤労者世帯のジニ係数は35年には定期性預金の0.3396に対して、有価証券は0.5412、46年は0.2672に対して0.3696、48年は0.2480に対して0.4480である。これは低所得層は収益性は高いが安全性の低い有価証券を選好せず、有価証券の保有が高所得層に片寄るために、その分布の不均等度が高くなるためである。

年齢別にみると、貯蓄現在高対年間収入の比は高年齢層ほど高くなる。45年についてみると、非農家全世帯では平均115.0%であるが24歳以下では67.8%であり、25～29歳56.6%であり、65歳以上では179.5%である。48年では非農家全世帯平均は114.2%，24歳以下は46.8%，25～29歳60.5%，65歳以上186.9%である。勤労者世帯では、45年には平均90.0%，24歳以下68.2%，

表6 純金融資産の利回りと貯蓄デフレーター(非農家全世帯)

	第I分位	第II分位	第III分位	第IV分位	第V分位	平均利回り	貯蓄デフレーター
昭和41年	7.22%	7.82%	7.20%	7.69%	10.60%	9.09%	4.91%
42	5.31	5.32	5.45	5.51	5.55	5.46	6.03
43	5.66	5.79	5.41	5.92	6.78	6.28	4.90
44	7.42	6.70	7.50	9.01	10.30	9.36	7.18
45	6.32	6.01	7.06	6.50	6.91	6.63	7.96
46	6.02	5.94	6.90	6.42	6.93	6.66	5.33
47	11.70	7.98	10.59	10.30	16.60	13.31	7.40
48	8.59	6.86	7.91	7.19	12.09	9.99	19.93
49	4.23	4.54	3.96	3.35	1.96	3.10	19.63

(1) 平均利回りによって40年末の金融資産が名目額で増加していく倍率(a)と貯蓄デフレーターによって実質価値を維持するために必要な名目額の増加倍率(b)を算定してみると、次のようにある。

(a)	(b)	(a)	(b)
42年末 1.150 倍	1.1123 倍	46年末 1.5210 倍	1.4221 倍
43 1.2227	1.1668	47 1.7235	1.5247
44 1.3374	1.2506	48 1.8956	1.8318
45 1.4260	1.3502	49 1.9544	2.1914

49年末で金融資産は名目額で40年末の2.1914倍にならなければ実質価値を保持できないのに1.9544倍にしかなっていない。実質価値においては0.8918になっている。

(2) 「所得分配に関する研究会」作成資料

25~29歳53.5%, 65歳以上114.3%, 最高は55~59歳の131.4%である。48年は平均92.2%, 24歳以下48.2%, 25~29歳57.2%, 60~64歳145.0%, 65歳以上140.6%である。

金融資産の利回りは、その資産構成によって階層間に差異がある。定期預金は37年から48年まではほぼ5.50%であり、49年は7.35%になっており、生命保険は7.15%で変動はなく、株式はマイナス13.06% (49年) と60.66% (47年) のあいだで変動が大である。株式投資信託は11.69% (44年) と5.13% (38年) のあいだで変動し、貸付金銭信託は6.88% (47年) と8.55% (49年) のあいだで小変動している。項目別に差異はあるが、階層別には金融資産の構成内容によって相違がでてくる。これを五分位別にみると、株式利回りがマイナスになった49年を除いて、第5分位が高く、第1分位が低い。その状況は表6に示すようである。表の下欄に示したものは貯蓄デフレーターである。これと平均の利回りとを比較すると42年、45年、48年、49年は貯蓄の目減りがあったことは明らかである。目減り率は42年マイナス0.57%，45年マイナス1.33%であるが、48年マイナス9.94%，49年マイナス16.53%で大きくなっている。48年は第1分位はマイナス9.45%であるが、第5分位はマイナス6.56%である。49年は第1分位マイナス12.87%，第5分位マイナス14.77%である。

金融資産1単位の40年末保有が49年末には、全階層平均で1.95倍に名目的には増額しているが、消費者物価は同じ期間に2.01倍に上昇していて、実質的には多

少目減りしたことになる。階層別にみると、第5分位は2.09になっていて目減りは生じていない。他の階層は1.7~1.8倍にしかなっていないので、目減りしたことになる。これを貯蓄デフレーターと対比してみると、これは2.19倍と消費者物価より高くなっているので、金融資産の目減りの程度はやや大きくなる。

金融資産の目減りが48、49年においては、それぞれマイナス9.94%，マイナス16.53%とこれまでになく大幅であった。これはひとつには株式の値下りによるところもあるが、これだけが原因ではなく、インフレの加速化に由来するところが大きい。株式の場合、株価の変動を覚悟のうえでその不安定性に耐えて収益性を求めるものであるから、これを公的に補償するまでのこともない。しかし定期性預金の場合はこれとは異なる。預金金利は行政指導によりその上限が規制されていて、弾力性に乏しい。この上限を突破して消費者物価が上昇することにより、実質金利がマイナスになる。これに対して預金の元金の価値維持が要請され、その補償のためインデクセーションが問題となる。研究会はこの問題を金利の自由化と関連させて理論的に検討したが、実際的な問題としては「部分的且つ小規模なインデクセーションの導入の可能性」を検討課題として掲げるにとどまった。

IV 実物資産の分布

所得分配はインフレにもかかわらず昭和44年頃までには均等化の傾向を示した。この事実からインフレーションが資産を含めても、分配の均等化をもたらしたと判断

することには問題がある。実物資産の分布を考慮に入れればこのような判断は成立しがたいからである。インフレ過程においては実物資産にはキャピタル・ゲーンが生ずるが、これは高額所得者の取得するところとなって、分配の不平等を助長するとみられるからである。ただ実物資産の分布についてはリライアブルな資料が乏しく、この主張を証拠立てることがむずかしい。研究会ではこの資料の作成に努めた。

総理府統計局「家計調査」には、未集計であるが、その原表には持家とその敷地面積の調査があり、固定資産税納付額の調査がある。研究会はこれらを利用して、実物資産の保有額の推計を企てた。持家資産の評価額は昭和45年度から48年度にわたって推計し、固定資産税からの持家以外を含めての実物資産保有額の推計は47、48両年度についてこれを企てた。

実物資産については、所得とは異なって、保有世帯と非保有世帯との区別は重要な意味をもってくる。年間収入階層別に分布をみると、実物資産保有階層別にこれを見るとでは、ジニ係数の大きさがはなはだ異なる。収入階層別に集計すると、同一階層内では保有世帯と非保有世帯とが平均されてしまい、保有と非保有との差異がなまのままでは現われてこなくなるからである。

年間収入五分位階層別に持家保有比率をみると、非農家全世帯では45年度においては第1分位の56.4%から第5分位の75.3%に及んでおり、48年度には第1分位

表7 持家資産の保有状況（非農家全世帯）

	持家保有比率(%)			
	45年度	46年度	47年度	48年度
第I分位	56.4	54.5	51.9	54.3
II	50.3	50.9	51.2	52.7
III	57.8	57.5	58.2	59.5
IV	63.5	64.8	66.2	66.3
V	75.3	76.8	76.8	78.5
平均	60.7	61.0	60.8	62.3
年収不詳 世帯を含む平均	60.8	61.3	61.0	62.1
保有世帯1世帯当たり平均資産額(千円)				
第I分位	2,827.9	3,618.3	4,242.7	6,116.3
II	3,184.9	4,062.6	4,887.1	6,555.6
III	3,542.9	4,265.2	4,924.6	6,897.7
IV	3,947.8	4,918.6	5,855.7	7,999.2
V	5,345.1	6,589.4	7,716.5	11,695.6
平均	3,816.1	4,777.4	5,716.6	7,995.3
年収不詳 世帯を含む平均	4,090.8	5,010.7	5,864.8	8,043.5

(1) 「所得分配に関する研究会」作成資料

表8 持家資産の保有状況（勤労者世帯）

	持家保有比率(%)			
	45年度	46年度	47年度	48年度
第I分位	39.6	40.6	39.0	40.9
II	44.5	43.5	44.2	45.9
III	52.9	51.7	53.3	55.1
IV	59.6	60.3	60.6	61.7
V	69.7	70.0	71.2	73.9
平均	53.3	53.4	53.8	55.6
年収不詳 世帯を含む平均	53.1	53.4	53.7	55.4
保有世帯1世帯当たり資産額(千円)				
第I分位	2,479.7	3,162.3	3,732.5	5,426.6
II	3,054.6	3,517.4	4,093.1	5,724.7
III	3,203.3	3,892.8	4,390.1	6,163.3
IV	3,643.7	4,208.2	5,041.2	7,164.5
V	4,733.4	5,357.8	6,501.2	7,141.2
平均	3,573.1	4,202.9	4,968.1	7,016.1
年収不詳 世帯を含む平均	3,688.5	4,294.7	5,050.9	7,035.8

(1) 「所得分配に関する研究会」作成資料

の54.3%から第5分位の78.5%に及んでいる。勤労者世帯では45年度、第1分位の39.6%から第5分位の69.1%に及んでおり、48年度には第1分位の40.9%から第5分位の73.9%に及んでいる。持家比率はわずかに上昇しているが、所得の低い第1分位層では依然低い。

推計資料を十分位階層別に集計してみると、年間収入階層別にみると資産階層別にみると分布の不均等度が大幅に違うことが明らかになる。非農家全世帯の年間収入階層別のジニ係数は45年度0.2121、48年度0.2158であり、所得分配のそれに較べて著しく大きいとはいえないが、資産保有階層別にみると、ジニ係数は45年度0.6839、48年度0.7709で著しく大きく、その不均等度はたいへん高い。

勤労者世帯を取り出してみると、収入階層別のジニ係数は45年度0.2409、48年度0.2371であるが、資産保有階層別の係数は45年度0.7137、48年度0.6905で著しく高くなる。資産分布の不均等度は実物資産の保有と非保有との相違によって拡大されることが、これによつて知られる。ただしこれは持家資産のみについてみた場合のことである。持家資産以外の実物資産を考慮に入れるに、その不均等度はいっそう拡大しよう。

昭和47年度について五分位収入階層別のジニ係数は非農家全世帯の場合、持家資産のみでは0.2044であるのに対して持家資産に外の実物資産を加えると0.2874になる。勤労者世帯の場合、持家資産のみのジニ係数は

0.2287、持家資産以外のものを加えると0.3084となる。この係数を実収入のジニ係数0.1747に較べると著しく大きく、不均等度が実物資産の保有状況によって拡大されることは、これによって実証される。実物資産保有階層別にみたジニ係数は、持家資産以外を加えたものについては計測されていない。これを計測してみれば、不均等度の大きいことが如実に示されるであろう。

保有世帯の持家資産評価額（名目）の推移をみると、非農家全世帯平均では45年度の387万円から48年度の799万円へと2.06倍になり、勤労者世帯平均では45年

度の357万円から48年度の701万円へと1.99倍になっているが、さきにみたように保有世帯の比率は微弱な増加しか示していないのだから、この評価額の増大は持家資産の実質増というよりほとんどが名目上の評価益に由来するものとみてよい。これは非保有世帯の側からみれば、新規獲得の費用増を意味していることになる。インフレが資産分布の不均等度を拡大し、社会的不公正の感じを植えつけるのは、この評価益と費用増の分布によるところが大きい。

(馬場啓之助)

執筆者紹介(執筆順)――

橋 正 市 高 城 榮 馬 西	木 村 川 山 戸 像 場 三	巳 宏 洋 憲 喜 恒 啓 三	國立公衆衛生院衛生行政学部長 専修大学教授 社会保障研究家 東京大学大学院 社会保障研究所研究員 日本看護協会研究員 社会保障研究所所長 國立公衆衛生院衛生行政学部衛 生行政室長
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---